

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月10日

茨城県知事

大井川 和彦 殿

報告者

住所 日立市十王町伊師2,220番地

氏名 日立・高萩広域下水道組合

管理者 小川 春樹

電話番号 0294(39)5595

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日立・高萩広域下水道組合 伊師浄化センター
事業場の所在地	日立市十王町伊師2,220番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

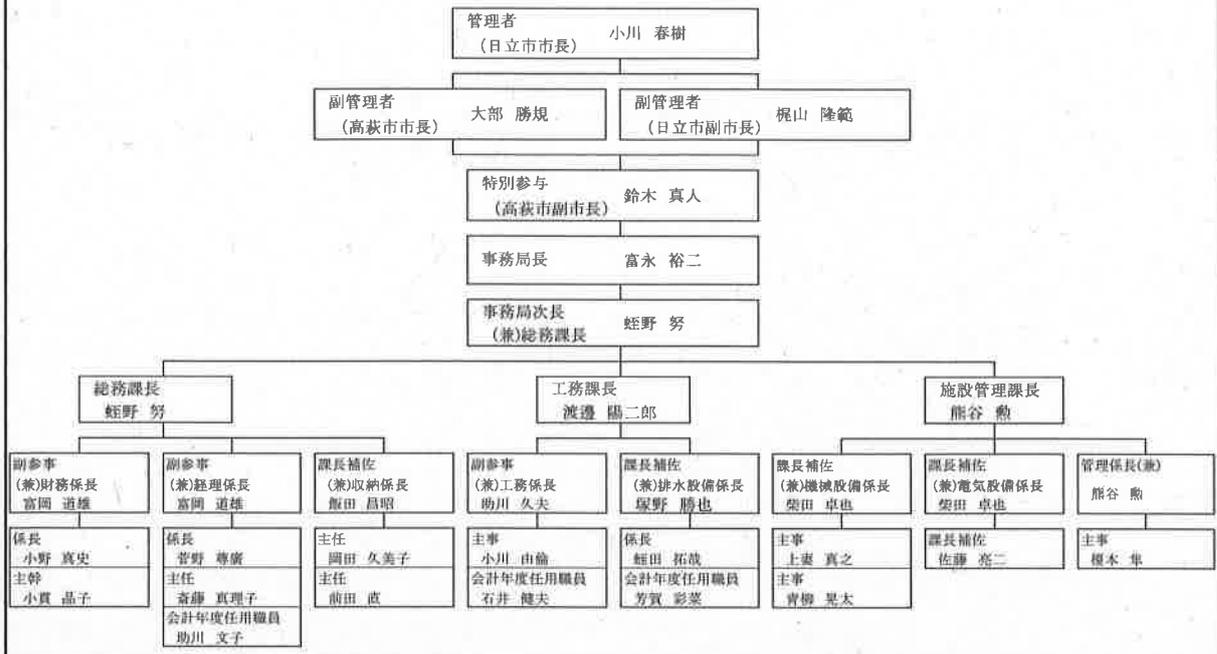
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	下水処理事業
②事業の規模	処理場名 : 伊師浄化センター
	処理区域 : 日立市(北部)・高萩市
	計画目標年度 : 令和7年度
	計画排水面積 : 2,743.7ha
	排除方式 : 分流式
	下水処理方式 : 標準活性汚泥法
	汚泥処理方式 : 全量消化脱水方式
	計画処理水量 : 33,800m <sup>3</sup> /日
	現処理能力 : 28,100m <sup>3</sup> /日
	計画処理人口 : 65,100人
伊師浄化センター平面図 :	別紙1のとおり
③従業員数	24名
④産業廃棄物の一連の処理工程	別紙2のとおり



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度(令和4年度)実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排 出 量	42,496 t
	(これまでに実施した取組)	
	<p>廃棄物の種類：汚泥                      性状：水分を含む泥状物                      廃棄物の品目：活性汚泥法による汚泥・スクリーンかす・沈砂・脱硫剤・その他泥状廃棄物                      処理の現状：当事業場の廃棄物のうち、大部分が活性汚泥法による下水処理の汚泥(生汚泥・余剰汚泥)となっている。                      それぞれの汚泥は、重力式及び機械式による濃縮工程を経た後、脱水(中間処理)し、水分を減らした後、委託処理している。                      一方、スクリーンかす・沈砂は、最終処分地での埋立を委託し、脱硫剤など水分を多く含む物については、委託先で脱水による中間処理後、埋立処分している。</p>	
<p>排出量抑制に向けた取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活性汚泥法による汚泥…濃縮工程の設計条件、重力式 4.0% 機械式 3.5% を最低ラインとして、それぞれの効率を高め、汚泥を凝縮し、結果排出量の減少を図っている。また濃縮後の工程で消化を行い、汚泥の約半分を ガス化・液化し、排出量の減量を図っている。</li> <li>・スクリーンかす・沈砂…委託先に引き渡す前に沈砂の洗浄等を行い、なるべく水分を切り、排出量を抑制している。</li> <li>・脱硫剤…硫化水素除去のための薬剤。週1回硫化水素を測定し、除去効果を確認しながら廃棄時期を計画している。薬剤は、除去効果がなくなるまで使用し、排出量を抑制している。</li> </ul>		



自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	全処理委託量	2,474 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
	再利用業者への処理委託量	691 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
	(これまでに実施した取組)	
	<p>活性汚泥法により発生した汚泥は、濃縮と脱水による自己処理後、脱水汚泥の約70%は、那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設で焼却している。通常、焼却灰はセメント骨材として利用していたが、福島第一原発事故の放射性物質汚染により埋立処分を余儀なくされている。</p> <p>焼却(中間処理)量 1,738 t ⇒ 72 t (埋立)</p> <p>また、脱水汚泥の再利用として民間企業による堆肥化やセメント資材化を行っている。</p> <p>再生利用の状況:</p> <p>堆肥化(中間処理)量 520 t ⇒ 312 t (園芸用土)</p> <p>資材化(中間処理)量 171 t ⇒ 9 t (セメント骨材)</p>	
	②計画	【目標】
産業廃棄物の種類		汚泥
全処理委託量		2,710 t
優良認定処理業者への処理委託量		0 t
再利用業者への処理委託量		720 t
認定熱回収業者への処理委託量		0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t
(今後実施する予定の取組)		
<p>活性汚泥法による汚泥は、那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業での焼却灰が再生利用できない状況が続いているが、引き続き、堆肥化処分と資材化処分を進めていく。</p> <p>再生利用の目標量:</p> <p>焼却(中間処理)量 1,920 t ⇒ 67 t (埋立)</p> <p>堆肥化(中間処理)量 530 t ⇒ 318 t (園芸用土)</p> <p>資材化(中間処理)量 190 t ⇒ 10 t (セメント骨材)</p>		

※事務処理欄

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②の欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入して別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

伊師浄化センター 平面図

